

令和 7 年 3 月

お客さま各位

八幡信用金庫

投資信託各種約款の改訂等のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 4 月 1 日に電子サイン取引規定を制定するとともに、投資信託各種約款等を改訂しますのでお知らせいたします。

改訂内容について、以下の新旧対照表をご確認ください。

	制定・改定約款等	リンク	
1	投資信託 電子サイン取引規定	<u>制定規定</u>	
2	八幡信用金庫投信取引約款	<u>新旧対照表</u>	<u>改定後約款</u>
3	特定口座約款		<u>改定後約款</u>
4	非課税口座約款		<u>改定後約款</u>
5	自動けいぞく（累積）投資約款 （追加型株式投資信託用）		<u>改定後約款</u>
6	「はちしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」 取扱規定		<u>改定後取扱規定</u>

以上

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店または下記の連絡先までお問合せ下さい。

今後とも、八幡信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

八幡信用金庫

登録金融機関 東海財務局長（登金）第 6 0 号／加入協会：なし

お問い合わせ先

（八幡信用金庫 業務部 電話：0575-65-3125）